

## 五泉市学校給食物資納入業者選定基準について

五泉市学校給食物資納入業者の選定基準は以下のとおりです。

### 【五泉市学校給食物資納入業者選定基準】

- 1 学校給食を理解し、協力的であること。
- 2 食品類の取り扱いについて、食品に関する法律ならびに諸規定が遵守されていること。
- 3 保健所等による監視指導等を定期的に行政から受けていること。
- 4 製造・加工業者は、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備、その他衛生上必要な設備を完備していること。
- 5 衛生的な食品類の取り扱いに常に向上心をもって取り組んでいること。
- 6 食材の容器及び包装は、清潔かつ衛生的なものを使用し納品温度には十分配慮すること。また、食材の保管、配送時にも適切な衛生管理が行われていること。
- 7 指示される品目及び数量を、指定する日時と場所へ納入できること。
- 8 製品が極端に不揃いや、傷み等品質的に問題があるものについては、速やかに交換できること。
- 9 食材配送担当者の腸内細菌検査結果が、年に1回学校教育課学校給食係に提出されていること。
- 10 自社で食材の加工、食品の製造を実施している場合は、自主衛生検査書の写しが、年に1回学校教育課学校給食係に提出されていること。
- 11 必要に応じ、市や学校から求められた場合は、見積書や生産履歴書または、原材料明細書などの提出に速やかに応じること。
- 12 製造加工業者の場合は、保健所発行の営業許可書（最新のもの）の写しが、学校教育課学校給食係に提出されていること。
- 13 上記1から12の基準にそぐわないと判断した場合、登録を取消することがあります。